

特別区都市計画交付金に関する意見書

都市計画交付税は本来基礎自治体の財源ですが、特別区においては都税とされており、特別区都市計画交付金は特別区が行う都市計画事業の財源を確保する観点から設けられています。

平成１９年度に都市計画公園整備事業における要件緩和、平成２１年度には交付金額の引き上げが行われましたが、平成２２年度は、都市計画税に対する都市計画交付金の比率が低下しており、都市計画税本来の趣旨を踏まえ、実績に見合った配分となるよう、増額をする必要があります。

よって、新宿区議会は、東京都に対し、下記事項の早期実現を、強く要望いたします。

記

特別区都市計画交付金は、都市計画税を原資として、都区双方の都市計画事業の実績に見合った配分となるよう増額を図ること。

以上、地方自治法第９９条の規定に基づき、新宿区議会の議を経て意見書を提出します。

平成２２年１０月１４日

新宿区議会議長名

東京都知事 あて